

## 新光MRF(マネー・リザーブ・ファンド)

設 定 日 1998年6月1日  
 決 算 日 毎日  
 信託報酬率 信託元本に対して年0.1750%(2025年2月28日現在)

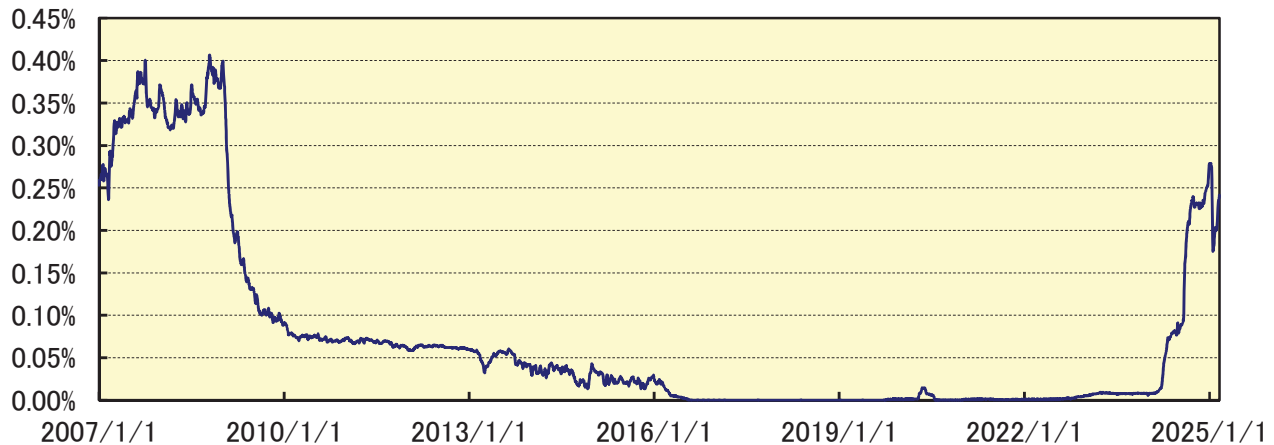


アセットマネジメントOne

追加型投信／国内／債券／MRF

2025年2月28日現在

## 年換算利回り(7日間平均、税引前)の推移 (2007年1月1日～2025年2月28日)



・年換算利回り(7日間平均、税引前)は、過去の実績であり、今後の利回りの予想あるいは保証をするものではありません。

## 年換算利回り(7日間平均、税引前)の実績(直近4週間)

| 計算期間                | 年換算利回り(税引前) |
|---------------------|-------------|
| 2025/2/22～2025/2/28 | 0.2416%     |
| 2025/2/15～2025/2/21 | 0.2303%     |
| 2025/2/8～2025/2/14  | 0.2051%     |
| 2025/2/1～2025/2/7   | 0.2007%     |

- ・掲載した年換算利回り(税引前)は過去の実績です。
- ・今後の利回りは運用実績により変わります。

## 純資産総額

|              |
|--------------|
| 2025年2月28日現在 |
| 895,267百万円   |

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

2025年2月28日現在

## ファンドマネージャー コメント (2025年2月1日～2025年2月28日)

・あくまで作成時点での見解等を開示したもので、将来の市場環境の変動やファンドの利回り等を保証するものではありません。

当期間の短期金融市場は、低位水準の利回りで推移しました。

インターバンク市場では、無担保コール翌日物金利の加重平均レートは0.47%台から0.48%台の範囲で推移しました。短期国債市場では、新発3ヵ月物の国庫短期証券利回りはレンジ内で推移しました。CPについては、発行利回りは概ね横ばいで推移しました。

以上のような環境の中、CP(買い切り、及び現先取引)を中心に、短期国債、コール・ローン等で運用を行いました。ファンドの平均残存期間については20日程度(月末時点)で運用を行いました。

今後の運用につきましても、元本動向等に留意しながら、CP(買い切り、及び現先取引)と短期国債を中心として安全性と流動性を重視した運用を継続する方針です。

## 組入資産の種類毎の残高および組入比率

| 作成月次<br>区 分 | 2025年2月28日現在 |         |        |
|-------------|--------------|---------|--------|
|             | 額面金額         | 評価額     | 組入比率   |
|             | 百万円          | 百万円     | %      |
| 国 債 証 券     | 112,000      | 111,973 | 12.51  |
| 金 融 債 券     | —            | —       | —      |
| C P         | 462,000      | 461,704 | 51.57  |
| そ の 他 資 産   | —            | 321,588 | 35.92  |
| 合 計         | —            | 895,267 | 100.00 |

※その他資産は、コール・ローン、預金、未収金、未払金等。

※現先は、対象資産を基準として分類しています。

※組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合。

※金額は単位未満切捨て、比率は四捨五入のため、明細と合計が合わない場合もあります。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取り扱いについてのご注意」をよくお読みください。

2025年2月28日現在

## 公社債および短期金融資産の発行体別組入比率の状況

(2025年2月28日現在)

| 順位 | 組入資産の発行体別組入比率(上位10社) |      |                  |       |
|----|----------------------|------|------------------|-------|
|    | 公社債                  |      | 短期金融資産           |       |
|    | 発行体名                 | 組入比率 | 発行体名             | 組入比率  |
| 1  | —                    | —%   | 三菱UFJニコス         | 3.13% |
| 2  | —                    | —    | 三菱UFJ証券ホールディングス  | 3.12  |
| 3  | —                    | —    | NTTファイナンス        | 2.90  |
| 4  | —                    | —    | NTT・TCリース        | 2.90  |
| 5  | —                    | —    | 日本証券金融           | 2.68  |
| 6  | —                    | —    | 三菱HCキャピタル        | 2.68  |
| 7  | —                    | —    | 三井住友ファイナンス & リース | 2.68  |
| 8  | —                    | —    | 大林組              | 2.46  |
| 9  | —                    | —    | 太平洋セメント          | 2.34  |
| 10 | —                    | —    | 三菱商事             | 2.23  |

※公社債は、国債証券、地方債券および特殊債証券を除いております。

※短期金融資産は、CP、CD、コール・ローン等(国債等を担保とする有担保コールを除く)。

※組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合。

## 信用格付別組入資産の純資産総額に対する比率

(2025年2月28日現在)

| 公社債                |        | 短期金融資産  |        |
|--------------------|--------|---------|--------|
| 信用格付               | 組入比率   | 信用格付    | 組入比率   |
| AAA                | —%     | A-1     | 51.57% |
| AA                 | —%     | A-2     | —%     |
| A                  | —%     | A-3     | —%     |
| BBB以下              | —%     | NR      | —%     |
|                    |        | その他資産   | 35.92% |
| A相当以上              | —%     | A-2相当以上 | —%     |
| 国債、地方債、特殊債(除く金融債券) | 12.51% |         |        |
| 合計                 | 12.51% | 合計      | 87.49% |

※組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合。

※公社債の「A相当以上」および短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MRF及びMMFの運営に関する規則」に基づき当社が作成したガイドラインで判断したものです。上段の数値は1社の信用格付業者等による信用格付があるもので、下段の数値は信用格付業者等の信用格付がないものです。

※その他資産は、指定金銭信託、未収金、未払金等。

※現先は、対象資産を基準として分類しています。

※信用格付けは、格付投資情報センター、日本格付研究所を参考に記載しています。

※比率は四捨五入のため、明細と合計が合わない場合があります。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取り扱いについてのご注意」をよくお読みください。

2025年2月28日現在

## 組入資産の明細

## 個別銘柄開示 国内(邦貨建)公社債

| 作 成 期<br>銘 柄 | 2025年2月28日現在 |             |             |            |
|--------------|--------------|-------------|-------------|------------|
|              | 利率           | 額面          | 評価額         | 償還年月日      |
|              | %            | 千円          | 千円          |            |
| 1220回 国庫短期証券 | —            | 15,000,000  | 14,998,474  | 2025/03/21 |
| 1226回 国庫短期証券 | —            | 6,000,000   | 5,997,402   | 2025/04/21 |
| 1255回 国庫短期証券 | —            | 13,000,000  | 12,999,469  | 2025/03/10 |
| 1261回 国庫短期証券 | —            | 12,000,000  | 11,995,965  | 2025/04/10 |
| 1271回 国庫短期証券 | —            | 13,000,000  | 12,999,850  | 2025/03/03 |
| 1275回 国庫短期証券 | —            | 7,000,000   | 6,998,676   | 2025/03/24 |
| 1277回 国庫短期証券 | —            | 13,000,000  | 12,997,650  | 2025/03/31 |
| 1278回 国庫短期証券 | —            | 17,000,000  | 16,994,340  | 2025/04/07 |
| 1283回 国庫短期証券 | —            | 16,000,000  | 15,992,075  | 2025/04/28 |
| 合 計          | —            | 112,000,000 | 111,973,906 | —          |

・額面金額、評価額の単位未満は切捨ててあります。

・※印は現先で保有している債券です。

○当ファンドは、主として国内外の公社債やコマーシャル・ペーパーに投資します。組み入れた公社債などの値動きや信用状況の変化などの影響により基準価額が変動しますので、これにより投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

○購入のお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、詳細をよくお読みいただき、投資に関してご自身でご判断ください。また、あらかじめ交付される契約締結前交付書面など(目論見書補完書面を含む)の内容をよくお読みください。

## ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

### 1. 国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

◆投資対象は、わが国の国債証券・政府保証付債券・適格有価証券・適格金融商品などとしします。

|           |                                                                                                                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 適格有価証券    | 投資することができる有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の信用格付業者等※から第三位(A格相当)以上の長期信用格付けまたは第二位(A-2格相当)以上の短期信用格付けを受けているもの、もしくは信用格付業者等からの信用格付けのない場合には委託会社が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したもの。 |
| 第一種適格有価証券 | 適格有価証券のうち、2社以上の信用格付業者等から第二位(AA格相当)以上の長期信用格付けまたは最上位(A-1格相当)の短期信用格付けを受けているもの、もしくは信用格付業者等からの信用格付けのない場合には委託会社が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したもの。                                      |
| 第二種適格有価証券 | 適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの。                                                                                                                                                 |
| 適格金融商品    | 指定金銭信託を除き、投資することができる金融商品(取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。)のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品。                                                                                   |

※金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者および金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。

◆外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限るものとします。

◆私募により発行された有価証券(短期社債などを除きます。)および取得時において償還金などが不確定な仕組債など※への投資は行わないものとします。

※償還金額が指数などに連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているものなどをいいます。

### 2. 原則として、販売会社の営業日に購入・換金が可能です。

◆購入のお申し込みは1円以上1円単位です。購入時手数料はありません。

◆換金のお申し込みは販売会社が定める単位です。換金時手数料はありません。

### 3. 毎日決算を行い、原則として、投資信託財産から生じる利益の全額を分配します。

◆日々の運用収益などから諸費用などを差し引いた額(純資産総額の元本超過額)を分配します。

◆収益分配金は、1ヵ月分(前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分)をまとめ、税金を差し引いた後、毎月最終営業日に自動的に再投資されます。

◆値動きのある公社債などに投資しますので、収益分配金は運用実績により変動します。あらかじめ一定の成果をお約束するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

**主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください）**

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
また、投資信託は預貯金と異なります。

**●金利変動リスク**

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

**●信用リスク**

公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

**●流動性リスク**

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位               | 1円以上1円単位(当初元本1口=1円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 購入価額               | <p>購入日の前日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)</p> <p>購入日は、販売会社が購入代金の受領を確認した時刻<sup>(注1)</sup>により異なります。</p> <p>申込締切時間<sup>(注2)</sup>以前に受領を確認した場合…購入日は購入申込受付日<sup>(注3)</sup>となります。</p> <p>申込締切時間<sup>(注2)</sup>を過ぎて受領を確認した場合…購入日は購入申込受付日の翌営業日<sup>(注4)</sup>となります。</p> <p>(注1)「購入代金の受領を確認」とは、販売会社で入金を確認され、かつ、入金に基づく所定の事務手続きが完了したものをいいます。</p> <p>(注2)「申込締切時間」は、購入申込受付日の午後3時30分以前で販売会社が定める時刻となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>(注3)購入申込日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときには申込みに応じないものとします。</p> <p>(注4)購入申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、購入申込日の翌営業日以降、最初に購入にかかる基準価額が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が購入日となります。</p> |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 購入の取扱い             | 原則として、個人投資者の購入申込みに限定します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 換金単位               | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 換金代金               | <p>原則として換金申込受付日の翌営業日からお支払いします。</p> <p>※換金代金は、原則として元本部分のみとし、換金申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金は含まれません。ただし、販売会社と「新光MRF(マネー・リザーブ・ファンド)自動継続投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。を結んだ投資者がその契約を解除する場合には、換金代金は再投資前の収益分配金(税引後)が含まれた金額となります。</p> <p>※販売会社によっては、投資者からの換金のお申込みを午後零時(正午)以前に受付けた場合で、当該投資者が換金代金の支払いを当該換金申込受付日に受けることを希望する場合には、当該販売会社は当該換金代金を当該受付日に当該投資者に支払います。その場合の換金価額は、換金申込受付日の前日の基準価額とします。</p>                                                                                                                                                                                        |
| 即日引き出し(キャッシング)     | 販売会社によっては、午後零時(正午)を過ぎての換金のお申込みで投資者が換金代金の支払いを換金申込受付日に受取ることを希望する場合には、当該換金代金を当該換金申込受付日に投資者に支払うことができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 申込締切時間             | 販売会社が定める時間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 信託期間               | 無期限(1998年6月1日設定)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 繰上償還               | <p>次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の総口数が30億口を下回った場合</li> <li>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合</li> <li>・やむを得ない事情が発生した場合</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 決算日                | 毎日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 収益分配               | <p>毎日、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。</p> <p>※収益分配金は、毎月の最終営業日に1か月分をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いた後で自動的に再投資されます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 課税関係               | <p>課税上は公社債投資信託として取り扱われます。</p> <p>※原則、分配金ならびに償還時の償還差益に対して課税されます。</p> <p>※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| その他                | 購入の際には、販売会社と別に定める契約を締結する必要があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

**ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

下記の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

●投資者が直接的に負担する費用

|         |        |
|---------|--------|
| 購入時手数料  | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | ファンドの日々の信託元本の額に対して <b>年1.0373%以内の率</b> です。<br>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎月の最終営業日または信託終了のときファンドから支払われます。                                                                                                                                                                      |
| その他の費用・手数料       | その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。<br>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用<br>・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等<br>監査費用は毎日計上され、毎月の最終営業日または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。<br>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 |

## 投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## 当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、主に国内外の株式、公社債および不動産投資信託などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をします。市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

### ◆ファンドの関係法人 ◆

＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社  
 [ファンドの運用の指図を行う者]  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
 加入協会:一般社団法人投資信託協会  
 一般社団法人日本投資顧問業協会  
 ＜受託会社＞三井住友信託銀行株式会社  
 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]  
 ＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください

### ◆委託会社の照会先 ◆

アセットマネジメントOne株式会社  
 コールセンター 0120-104-694  
 (受付時間:営業日の午前9時～午後5時)  
 ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

## 販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

○印は協会への加入を意味します。

2025年3月12日現在

| 商号          | 登録番号等                    | 日本証券協会 | 一般社団法人<br>日本投資顧問<br>業協会 | 一般社団法人<br>金融先物取引<br>業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 | 備考 |
|-------------|--------------------------|--------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|----|
| 第一生命保険株式会社  | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第657号   | ○      | ○                       |                         |                            |    |
| 八十二証券株式会社   | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号  | ○      | ○                       |                         |                            |    |
| 岡安証券株式会社    | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第8号   | ○      |                         |                         |                            |    |
| みずほ証券株式会社   | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号  | ○      | ○                       | ○                       | ○                          |    |
| 大山日ノ丸証券株式会社 | 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第5号   | ○      |                         |                         |                            |    |
| 西村証券株式会社    | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第26号  | ○      |                         |                         |                            |    |
| 三木証券株式会社    | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第172号 | ○      |                         |                         |                            |    |
| 三豊証券株式会社    | 金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第7号   | ○      |                         |                         |                            |    |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

&lt;備考欄について&gt;

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

**販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)**

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

2025年3月12日現在

○印は協会への加入を意味します。

| 商号                                 | 登録番号等                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 |
|------------------------------------|-----------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|----|
| 株式会社八十二銀行(委託金融商品取引業者<br>八十二証券株式会社) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第49号 | ○       |                 | ○               |                    |    |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

&lt;備考欄について&gt;

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)